

～中小企業の再生を支援します～

島根県中小企業再生支援協議会

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づいて認定支援機関である松江商工会議所が運営しています。島根県中小企業再生支援協議会は県内の中小企業の再生を支援する公的な機関です。

対象となる中小企業

- 事業は円滑に行われているが借入金返済負担等で資金繰りが悪化している場合。
- 事業に収益性や将来性があり関係者の支援で再生が可能な場合。
- 事業存続の見通しはあるものの事業の見直しや金融機関との調整が必要な場合。
- 金融機関から事業再生計画を策定するよう強く求められている場合。
- 事業再生に強い意欲を持っている企業。

まずはご相談ください

- ご相談に来られた企業名や内容については**秘密を厳守**します。
- 窓口相談は無料です（再生計画を作成する場合には費用負担をお願いします）。
- 再生実務経験の豊かなマネージャーが常駐して相談を受けます。
- ご利用にあたっては相談時間の重複を避けるため**必ず事前にご連絡ください。**
- 早めに手を打つことが事業再生を成功させるポイントです、**早めにご相談**ください。

ご相談窓口

- **島根県中小企業再生支援協議会**（認定支援機関 松江商工会議所）

☞ 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日・年末年始等を除く）

☞ 9時～17時



〒690-0886

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F

TEL 0852-23-0701（担当 中林）

FAX 0852-23-0553

- **石見移動相談所**（ご相談は上記電話番号に事前にご連絡ください）

☞ 浜田会場 浜田商工会議所 奇数月の原則第2火曜日

☞ 益田会場 益田商工会議所 偶数月の原則第2水曜日